

# 令和元年 第5回

## 北見市第一農業委員会総会議事録

日	時	令和元年9月26日(木)
場	所	第一農業委員会会議室
		午前10時00分 開会
		午前10時20分 閉会

### 1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 報告第1号
- 第 8 報告第2号

## 2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地転用事業計画に係る変更申請について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明願について
- 第 7 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 8 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

3 令和元年第5回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君		
2	高橋 秀幸 君		
3	吉田 和子 君		
4	渡邊 幸夫 君		
5	畑中 利男 君		
6	福田 保志 君		
7	中村 圭一 君		
8	萩原 和裕 君		
9	入倉 孝徳 君		
10	安斉 誠一 君		
11	芝山ひとみ 君		
12	岡田 貢 君		
13	大林 実 君		

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君		
16	竹下 雅英 君		
17	杉山 茂樹 君		
18	竹中 秀樹 君		
19	黒須 倫子 君		
20	米森 裕之 君		
21	岡部 浩 君		
22	國田 恭一 君		
23	鎌口 幹雄 君		

出席 21 名  
 欠席 1 名  
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局次長	宮 部 秀 明 君
農地課長	市 山 恵 一 君
総務係長	清 水 拓 君
農地係長	谷 地 洋 光 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君  
 署名委員 9番 入倉 孝徳 委員  
 署名委員 11番 芝山ひとみ 委員

事務局次長  
(宮部 秀明君) 本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。  
それでは、令和元年第5回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局次長  
(宮部 秀明君) それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。  
会長、よろしく願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君) これより、令和元年第5回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長  
(宮部 秀明君) ご報告を申し上げます。  
ただいまの出席委員数は、21名の出席であります。  
19番 黒須委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。  
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。  
以上であります。

議長  
(鎌口 幹雄君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。  
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。  
本日の議事録署名委員は、9番 入倉委員、11番 芝山委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。  
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。  
次に、日程第3、『議案第1号 農地転用事業計画に係る変更申請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君) 議案の1ページでございます。  
議案第1号 「農地転用事業計画に係る変更申請について」ご説明いたします。  
このことについて、下記のとおり変更申請があったので、道知事宛意見を附して進達するため、審議のうえ、適否の決定を求めるというものであります。  
この案件につきましては、地域調整班の担当係長から説明をいたします。  
以上でございます。

農地係長  
(谷地 洋光君) それでは2班に係る案件、番号1番についてご説明いたします。  
本申請は、平成30年2月7日付けで酪農施設の建設の転用許可を受けた計画の内容を変更するものであります。  
所在及び地番は、富里 。現況地目は「畑」、面積は、32,255㎡です。  
転用事業者は、 、所有者は、 さんです。

転用目的及び計画の内容は、牛舎、堆肥舎、農業用倉庫、農作業場兼通路、車輛置場、駐車場、パドック、堆雪場です。申請事由は、事業計画の見直しに伴い、期間内に事業が完了しないため期間を延長するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の2ページでございます。

議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

今回の申請は1件で、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が1筆で、面積は1,208㎡であります。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、第1班よりご説明をお願いいたします。

22番  
(國田 恭一君)

番号1番についてご説明いたします。

令和元年9月17日に安齊委員、岡田委員と共に事前調査を行いました。土地の表示につきましては、小泉、面積は、1,208㎡です。申請人は、

さんです。転用目的及び計画の内容は、農業用倉庫、農作業場、車輛置場、コンテナ置場。申請事由は、既存施設が手狭となったため、新たに農業用施設を建築するというものです。所在につきましては、日本赤十字北海道看護大学から北西に約800m進んだところに位置しております。

以上、特に問題は無いと判断いたしました。ご協議の程、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長

なければ、これにて質疑を終結いたします。

(鎌口 幹雄君) おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第5、『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君) 議案の3ページでございます。  
議案第3号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。  
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権2件、所有権売買が1件の合計3件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
なお、集積計画に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が7筆で、合計面積は56,220㎡であります。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第2班よりご説明をお願いいたします。

6番  
(福田 保志君) 番号1番、2番についてご説明いたします。  
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は50,000円、10aあたり5,700円です。  
番号2番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は3,300,000円、10aあたり95,200円です。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君) 番号3番についてご説明いたします。  
番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、 さん。権利の設定等を受ける者、 さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は60,000円、10aあたり4,700円です。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。  
～ なしの声あり ～

議長  
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議

ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第6、『議案第4号 現況証明願について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の4ページでございます。  
議案第4号、「現況証明願について」ご説明いたします。  
このことについて、下記のとおり願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるというものであります。  
願出件数は2件で、願出理由は「地目変更登記」のためでございます。  
番号1番、所在及び地番は、仁頃町 外1筆、公簿地目は「畑」、  
現況は「農地・採草放牧地以外」、合計面積は6,849㎡、利用状況は「原野」  
「山林」、所有者は、 さん、願出人は、 さんです。転用状況  
は、農地法第5条許可 有です。  
番号2番、所在及び地番は、美里 、公簿地目は「畑」、現況は「農  
地・採草放牧地以外」、面積は15,918㎡、利用状況は「山林」、所有者は、  
 さん、願出人は、 さんです。転用状況は、農地法第4条許可 有  
です。  
なお、現況証明に係る面積は、欄外に記載のとおり、「農地・牧草放牧地以  
外」の3筆で、合計面積は、22,767㎡であります。  
以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班  
の協議を経ておりますので、第1班よりご説明をお願いいたします。

20番  
(米森 裕之君)

番号1番、2番について、ご説明いたします。  
番号1番、令和元年8月29日に安齊委員、入倉委員の2名とともに現地調査  
を行い、現況が全て「農地・採草放牧地以外」であることを確認しました。ま  
た、利用状況については、仁頃町 は「原野」、仁頃町 は「山  
林」と確認しました。  
番号2番、「番号1番」と同様に、令和元年8月29日に安齊委員、入倉委員  
の2名とともに現地調査を行い、現況が「農地・採草放牧地以外」であること  
を確認しました。また、利用状況については、「山林」と確認しました。  
以上、ご報告いたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～ なしの声あり ～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～ 異議なしの声多数 ～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第7、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の5ページから6ページでございます。  
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が4件であります。

番号1番、所在及び地番は、小泉 「畑」、面積は526㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月22日、受理通知日は令和元年8月27日です。

番号2番、所在及び地番は、西相内 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は1,809.31㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月9日、受理通知日は令和元年8月13日です。

番号3番、所在及び地番は、常川 「畑」、外「畑」10筆、合計面積は108,147.01㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月20日、受理通知日は令和元年8月23日です。

番号4番、所在及び地番は、北上 「畑」、面積は352㎡であります。被相続人は、 さん。相続人は、 さんです。届出日は令和元年8月7日、受理通知日は令和元年8月13日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、6ページ欄外に記載のとおり、「畑」が15筆で、合計面積は110,834.32㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。  
次に、日程第8、『報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の7ページでございます。  
報告第2号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が2件であります。

番号1番、所在及び地番は、東陵町 「畑」、外「畑」4筆、合計面積は9,795㎡です。譲渡人は、 さん、 さん、 さん。譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の内容は、太陽光発電施設です。届出受理年月日は、令和元年8月6日、届出処理年月日は、令和元年8月14日です。



す。

番号 2 番、所在及び地番は、東相内町 「畑」、面積は 368 m<sup>2</sup> です。  
譲渡人は、 さん、譲受人は、 さんです。転用目的及び計画の  
内容は、駐車場です。届出受理年月日は、令和元年 8 月 20 日、届出処理年月日は、  
令和元年 8 月 27 日です。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第 6 条に基  
づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されてお  
ります議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、令和元年第 5 回北見市第一農業委員会総会を閉会いたし  
ます。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年 9 月 2 6 日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 入 倉 孝 徳

署名委員 芝 山 ひとみ